

入札説明書

「平成26年度皇居外苑楠公休憩所前
舗装工事」(紙入札方式)

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

はじめに

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所の平成26年度皇居外苑楠公休憩所前舗装工事に係る入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、

この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成27年1月20日(火)

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 石塚 文彦

3. 工事概要

- (1) 工事名 平成26年度皇居外苑楠公休憩所前舗装工事
- (2) 工事場所 東京都千代田区皇居外苑
- (3) 工事内容等 仕様書のとおり
- (4) 工期 契約締結日～平成27年3月27日

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別な場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中のものではないこと。
- (4) 開札時までに平成26・27年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「舗装工事」に係る「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ関東地域の競争参加資格を有する者であること。
(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けており、「舗装工事」において「A」「B」又は「C」等級に格付けされ関東地域の競争参加資格を有している者であること。)
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(4)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成20年4月10日環境会発第0804100002号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、環境省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の中に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (9) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5. 契約条項を示す場所、入札説明書交付場所及び問い合わせ先

- (1) 入札、入札説明書交付、契約関係に関するこ

〒 100-0002 東京都千代田区皇居外苑 1-1

皇居外苑管理事務所 庶務科

電話 03-3213-0095 FAX 03-3201-1017

- (2) 仕様書等技術的内容に関するこ

〒 100-0002 東京都千代田区皇居外苑 1-1

皇居外苑管理事務所 庭園第一科

電話 03-3213-0095 FAX 03-3201-1017

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本件入札に参加する意思のある者は、次に従い競争参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(4)の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、4.(1)～(3)及び(5)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4.(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4.(4)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者、並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間：平成27年1月20日（火）から平成27年1月30日（金）

（最終日は15時まで）

持参の場合は土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前9時から午後17時まで。（但し、12時～13時は除く。）

②提出場所：5.(1)に同じ。

③提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵便等」という。）すること。なお、郵便等による提出とする場合は上記期間内に必着とすること。

ファクシミリ、電子メール等の伝送による提出は受け付けない。

- (2) 競争参加資格確認申請書は（様式1）により作成すること。

- (3) 現場説明会は開催しない。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成27年2月4日（水）17:00までに通知する。通知において、この際、否とした場合には、理由を付して通知する。

- (5) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては原則実施しない。なお、ヒアリング実施必要が生じた場合は別途通知する。

(8) その他

- ①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書及び資料の返却しない。
- ④提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、種々の状況からやむを得ないものとして当所が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤申請書及び資料に関する問い合わせ先は、上記5.(1)と同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ①提出期限：平成27年2月6日（金）15時まで
 - ②提出場所：上記5.(1)と同じ。
 - ③提出方法：書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成27年2月9日（月）17時までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び仕様書等に対する質問は、次に従い書面（様式5）により提出すること。
 - ①受付期間：平成27年1月20日（火）から平成27年1月30日（金）15時まで。
 - ②提出場所：上記5.(1)と同じ。
 - ③提出方法：書面を持参、FAX、郵送（期限までに必着）することにより提出する。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、競争参加資格確認申請書を提出した全社に対して平成27年2月2日（月）17時までにFAXにて回答する。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日 時：平成27年2月10日（火）11時
- (2) 場 所：東京都千代田区皇居外苑1-1
皇居外苑管理事務所会議室
- (3) その他：競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11. 入札方法等

- (1) 入札書は入札心得（様式2）の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 石塚 文彦 殿と記載）及び「平成26年度皇居外苑楠公休憩所前舗装工事」、「平成27年2月10日（火）11時開札」と記載し、持参しなければならない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札書の日付は提出日を記入する。
- (5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。
- (7) 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、入札時までに代理委任状（入札心得様式3（1））を提出しなければならない。
また、副代理人を立てる場合には入札心得3（1）及び3（2）を提出しなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

1 2. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除。
- (2) 契約保証金
免除。但し、公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

1 3. 工事費内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める場合がある。
- (2) 工事費内訳書は別添契約内容（金抜き設計書）に単価、金額を記入すること。（発注者名、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載するとともに押印すること。）
- (3) 工事費内訳書は返却しない。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

1 4. 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、

開札場を退場することができない。

- (5) 開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別紙入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時にいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

予決令の第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をおこなった者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある（調査に1週間程度を要す）。

17. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認められると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

18. 契約書作成の要否等

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

19. 支払条件

前払金：無

部分払：無

20. 再苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進本部決定、平成11年1月11日改正）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室・政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262）に対して苦情を申立てることができる。

21. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

22. 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1) に同じ。

2 3. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記すること。

2 4. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 本案件は、入札を紙入札で行うものである。

入札心得

(目的)

第1条 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所における契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の8以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、様式2により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、分任支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、分任支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3（1））、必要に応じ（様式3（2））を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

①入札執行前にあっては、入札辞退届を分任支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

②入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ④ 記名押印を欠く入札（電子調達システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めらるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 予決令第85条の基準に該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がない

ときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子入札システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。

入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子入札システムによる入札の場合は、分任支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時にこの契約の履行を保証する公共事業履行保証証券（かし担保特約をを付したものに限る。）を提出するものとする。提出に当たっては、次に掲げる事項等に留意すること。

- ① 保証金額は、請負代金の100分の10以上であること。
- ② 債権者は分任支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。
- ③ 保証人の記名押印があること。
- ④ 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
- ⑤ 主契約の内容として工事名は契約書の記載の工事名と同一とする。
- ⑥ 保証期間は工期を含むものとする。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

平成 27 年 月 日付で公告のありました平成 26 年度皇居外苑楠公休憩所前舗装工事に
係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- ・入札説明書 4(4)に定める環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し

入札書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

代理人等

印

下記のとおり入札します。
なお、入札にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

記

1 入札件名：平成 26 年度皇居外苑楠公休憩所前舗装工事

2 入札金額：金客貢 円

3 契約条件：契約書及び仕様書その他一切貴所の指示のとおりとする。

委任状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者氏名

印

代理人住所
(受任者) 所属 (役職名)
氏 名

印

当社は、 を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

(委任事項)

- 1 平成26年度皇居外苑楠公休憩所前舗装工事の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

委任状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

代理人住所
(委任者) 所属 (役職名)
氏 名 印

復代理人住所
(受任者) 所属 (役職名)
氏 名 印

当社は を復代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

(委任事項)

1 平成26年度皇居外苑楠公休憩所前舗装工事の入札に関する一切の件

香辛 退届

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

代理 人 等

印

下記について参加資格の確認を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

入札件名：平成 26 年度皇居外苑楠公休憩所前舗装工事

平成 年 月 日

環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

会社住所
会 社 名
連 絡 先 電 話 :
ファックス :
(担当者名)

質 問 書

整理番号

件 名 : 平成 26 年度皇居外苑楠公休憩所前舗装工事

--

入札書を入れた封筒の記載例

(表)

(裏)

